

設立についての意思の決定を証する議事録

1. 日 時 1998年11月1日 13時 ~ 15時30分
2. 場 所 かながわ県民活動サポートセンター
3. 出席者の数 61名（うち書面表決者49名）
4. 議 題
 - 第1号議案 設立趣旨書案承認（作成）の件
 - 第2号議案 特定非営利活動法人 日本ブルキナファソ友好協会定款案承認（作成）の件
 - 第3号議案 設立当初の入会金及び会費の件
 - 第4号議案 設立初年度及び翌年度の事業計画書及び収支予算書案承認（作成）の件
 - 第5号議案 法第2条第2項第2号及び法第12条第1項第3号に該当することの確認の件
 - 第6号議案 役員を選任の件
 - 第7号議案 役員報酬月額決定の件

5. 議 事

上記の日時、場所において[]が議長になり、[]を議事録署名人として選任した後、開会を宣し議事に入った。

議長は、特定非営利活動法人について説明し、第1号議案、第2号議案について承認を求めたところ、満場一致してこれを承認可決した。

続いて第3号議案に入り、正会員の入会金2,000円（個人）、10,000円（団体）、年会費10,000円（個人）、50,000円（団体）、又学生、非営利団体に対しての入会金の免除の決定（改訂）を図ったところ、全員異議なくこれを承認可決した。但し、上記入会金、年会費の金額は特定非営利活動法人の登記後から適用される。

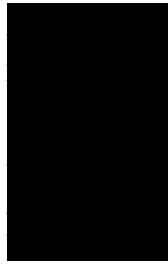
第4号議案である事業計画書及び収支予算書に関しては、議長がブルキナファソでの現状を説明した上で承認を求め、満場一致してこれを承認可決した。

第5号議案である法第2条第2項第2号及び法第12条第1項第3号については、当団体はいつさい該当しないことを確認した。

第6号議案である役員を選任に関しては下記の7名が選任され、満場一致で可決された。

理 事 []

理事
理事
理事
理事
監事
監事



第7号議案である役員報酬月額決定の件の関しては、専従について詳細に説明し、下記の通り決定を図ったところ全員異議なくこれを承認可決した。但し、下記は特定非営利活動法人の登記後から適用される。

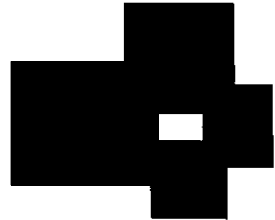
理事、 月額 300,000円 /

なお、設立認証申請にあたっては、 を設立代表者とし、設立にあたって必要な手続きの一切を一任することとした。


以上をもって本日の議事を全部終了したので、議長は閉会を宣し散会した。上記議事の経過及び結果を証するため、この議事録を作成し、議長ならびに議事録署名人が次に署名、押印する。

1998年11月1日

議長
議事録署名人
議事録署名人



上記は、設立についての意志の決定を証する議事録の写しであることを証明します。

法人の名称 特定非営利活動法人 日本ブルキナファソ友好協会
設立代表者 

特定非営利活動促進法第54条第2項第3号に定める事項を記載した書類

法人名	認定 NPO 法人 日本ブルキナファソ友好協会	事業年度	2021年1月1日～2021年12月31日
-----	-------------------------	------	-----------------------

1 資金に関する事項 [①収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項]

※ 丸数字は、特定非営利活動促進法第54条第2項第3号に定める事項の詳細について規定している特定非営利活動促進法施行規則第32条第1項各号に対応しています。以下同じです。

(1) 収益の源泉別の明細

収益源泉の内訳	金額
会費収入	455,000円
寄付金収入	11,727,464円
国内収益事業	291,438円
雑収入	20円
	円
	円
	円
	円
	円
	円
	円
	円
	円
	円
	円
合 計	12,473,922円

(2) 借入金の明細

借入先	金額
なし	円
	円
	円
	円
	円
合 計	円

(3) その他

なし

法人名	認定NPO法人 日本ブルキナファソ友好協会	事業年度	2021年1月1日～2021年12月31日
-----	-----------------------	------	-----------------------

5 支出した寄附金に関する事項 [⑥支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日]

支出先の名称等	住 所 等	支 出 金 額	支 出 年 月 日	寄 附 の 目 的 等
なし		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
	合 計	円		

法人名	認定NPO法人 日本ブルキナファソ友好協会	事業年度	2021年1月1日～2021年12月31日
-----	-----------------------	------	-----------------------

6 海外への送金等に関する事項 [①海外への送金又は金銭の持出しを行った場合におけるその金額及び使途並びにその実施日]

実施日	使途	金額
2021年1月14日	公立小学校建設費用	385,700円
2021年2月24日	ポンプ式深井戸掘削費用、トイレ建設費用	1,500,520円
2021年5月25日	ポンプ式深井戸掘削費用	1,993,044円
2021年6月2日	公立小学校建設費用	67,945円
2021年6月8日	公立小学校建設費用	939,786円
2021年6月11日	公立小学校建設費用、ポンプ式深井戸掘削費用	939,682円
2021年7月8日	公立小学校建設費用	918,823円
2021年8月2日	公立小学校建設費用	655,342円
2021年9月15日	公立小学校建設費用	651,161円
2021年10月4日	公立小学校建設費用	907,231円

役員 の 状 況

第3表付表1

法人名	認定 NPO 法人 日本ブルキナファソ友好協会	令和3年	㉞	㉟	㊱	㊲	申請時
役員数		10人	人	人	人	人	10人
(1) 最も人数が多い「親族等」のグループの人数		2人	人	人	人	人	2人
(2) 最も人数が多い「特定の法人の役員又は使用人である者並びにこれらの者の親族等」のグループの人数		0人	人	人	人	人	0人

役員の内訳										
氏名	住所	職名	続柄等	就任等の状況						就任・退任年月日
				令和3年	㉞	㉟	㊱	㊲	申請時	
松山則政		理事		○					○	1999年3月29日就任
増田正		理事		○					○	1999年3月29日就任
松山美津子		理事		○					○	1999年3月29日就任
本多玲子		理事		○					○	2002年2月10日就任
加藤哲章		理事		○					○	2008年2月15日就任
武田忠治		理事		○					○	2012年4月1日就任
菅又久美子		理事		○					○	2012年4月1日就任
中野幸紀		理事		○					○	2015年2月7日就任
鶴丸直樹		理事		○					○	2015年2月7日就任
大野義和		監事		○					○	2012年2月4日就任

帳簿組織の状況

第3表付表2

法人名	認定NPO法人 日本ブルキナファソ友好協会		
伝票又は帳簿名	左の帳簿等の形態	記帳の時期	保存期間
出納伝票	コンピューター管理	毎日	7年間
振替伝票	コンピューター管理	毎日	7年間
現金出納帳	コンピューター管理 ルーズリーフ	毎日	7年間
総勘定元帳	コンピューター管理 ルーズリーフ	毎日	7年間
補助元帳	コンピューター管理	毎日	7年間
部門元帳	コンピューター管理	毎日	7年間
仕訳日記帳	コンピューター管理	毎日	7年間
預貯金管理帳	コンピューター管理 ルーズリーフ	毎日	7年間

認定基準等チェック表 (第4表)

(初葉)

法人名	認定NPO法人 日本ブルキナファソ友好協会	チェック欄
-----	-----------------------	-------

4 事業活動に関して次に掲げる基準に適合していること

イ 宗教活動又は政治活動等を行っていないこと

ロ 役員等に対し報酬又は給与の支給に関して特別の利益を与えないこと、役員等又は役員等が支配する法人と当法人との間の資産の譲渡等に関して特別の利益を与えないこと、役員等に対し役員を選任その他当法人の財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益を与えないこと、及び営利を目的とした事業を行う者、上記イの活動を行う者又は特定の公職の候補者若しくは公職にある者に対し寄附を行わないこと

ハ 実績判定期間における事業費の総額のうち特定非営利活動に係る事業費の額の占める割合が80%以上であること

ニ 実績判定期間における受入寄附金総額の70%以上を特定非営利活動の事業費に充てていること

イ

項目	令和3年	㉑	㉒	㉓	㉔	申請時
宗教の教義を広め、儀式を行い、及び信者を教化育成する活動	有・ <input checked="" type="radio"/>	有・無	有・無	有・無	有・無	有・ <input checked="" type="radio"/>
政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対する活動	有・ <input checked="" type="radio"/>	有・無	有・無	有・無	有・無	有・ <input checked="" type="radio"/>
特定の公職の候補者若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対する活動	有・ <input checked="" type="radio"/>	有・無	有・無	有・無	有・無	有・ <input checked="" type="radio"/>

ロ

項目	令和3年	㉑	㉒	㉓	㉔	申請時
役員の職務の内容、職員に対する給与の支給の状況、当法人とその活動内容及び事業規模が類似する他の法人の役員に対する報酬の支給の状況等に照らして、当法人の役員に対する報酬の支給として過大と認められる報酬の支給その他役員等に対し報酬又は給与の支給に関して特別の利益の供与の有無	有・ <input checked="" type="radio"/>	有・無	有・無	有・無	有・無	有・ <input checked="" type="radio"/>
役員等又は役員等が支配する法人に対しその対価の額が当該資産のその譲渡の時に於ける価額に比して著しく過少と認められる資産の譲渡その他役員等又は役員等が支配する法人と当法人の間の資産の譲渡等に関して特別の利益の供与の有無	有・ <input checked="" type="radio"/>	有・無	有・無	有・無	有・無	有・ <input checked="" type="radio"/>
役員等に対し役員を選任その他当法人の財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益の供与の有無	有・ <input checked="" type="radio"/>	有・無	有・無	有・無	有・無	有・ <input checked="" type="radio"/>
営利を目的とした事業を行う者及びイの活動を行う者又は特定の公職の候補者若しくは公職にある者に対する寄附の有無	有・ <input checked="" type="radio"/>	有・無	有・無	有・無	有・無	有・ <input checked="" type="radio"/>

認定基準等チェック表 (第5表)

法人名	認定 NPO 法人 日本ブルキナファソ友好協会	チェック欄
5 次に掲げる書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除きこれをその事務所において閲覧させること		○
イ 特定非営利活動促進法第 28 条に規定する事業報告書等、役員名簿及び定款等（個人の住所又は居所に係る記載の部分を除いたもの）		
ロ 各認定基準等に適合する旨及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類		
ハ 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類		
ニ 役員報酬又は職員給与の支給に関する規程		
ホ 収益の明細その他の資金に関する事項、資産の譲渡等に関する事項、寄附金に関する事項その他一定の事項等を記載した書類		
ヘ 助成の実績を記載した書類		

次に掲げる書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除きこれをその事務所において閲覧させることに同意する。		同意	
		する	しない
イ	① 事業報告書等（事業報告書、財産目録、貸借対照表、活動計算書、年間役員名簿、社員のうち 10 人以上の者の氏名及び住所又は居所を記した書面） ② 役員名簿 ③ 定款等（定款、認証書の写し、登記事項証明書の写し） ※いずれも認定基準の対象となるのは、個人の住所又は居所に係る記載の部分を除いたもの		
ロ	各認定基準等に適合する旨を説明する書類、欠格事由に該当しない旨を説明する書類		
ハ	寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類		
ニ	前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程		
ホ	次の事項を記載した書類 ① 収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項 ② 資産の譲渡等に係る事業の料金、条件その他その内容に関する事項 ③ 次に掲げる取引に係る取引先、取引金額その他その内容に関する事項 ・ 収益の生ずる取引及び費用の生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の多い上位 5 者との取引 ・ 役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係のある者との取引 ④ 寄附者（役員、役員の配偶者若しくは三親等以内の親族又は役員と特殊の関係のある者で、当該法人に対する寄附金の額の事業年度中の合計額が 20 万円以上であるものに限り。）の氏名並びにその寄附金の額及び受領年月日 ⑤ 役員等に対する報酬又は給与の状況 a 役員等に対する報酬又は給与の支給の状況（b に係る部分を除く。） b 給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額に関する事項 ⑥ 支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日 ⑦ 海外への送金又は金銭の持出しを行った場合におけるその金額及び使途並びにその実施日		
ヘ	助成金の支給を行った場合に事後に所轄庁に提出した書類の写し		

認定基準等チェック表 (第7表)

法人名	認定 NPO 法人 日本ブルキナファソ友好協会
-----	-------------------------

認定基準等チェック表 (第7表)

7 法令又は法令に基づいてする行政庁の処分に違反する事実、偽りその他不正の行為により何らかの利益を得、又は得ようとした事実その他公益に反する事実がないこと						チェック欄
						○
法令に違反する事実、偽りその他不正の行為により何らかの利益を得、又は得ようとした事実その他公益に反する事実の有無						
令和3年	㉑	㉒	㉓	㉔	申請時	
有・ <input checked="" type="radio"/>	有・無	有・無	有・無	有・無	有・ <input checked="" type="radio"/>	
㉕ 認定基準等チェック表(第7表)は、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時に記載及び添付する必要があります。						

欠格事由チェック表

法人名	認定 NPO 法人 日本ブルキナファソ友好協会	チェック欄
認定、仮認定又は認定の有効期間の更新の基準にかかわらず、次のいずれかの欠格事由に該当する法人は認定、仮認定又は認定の有効期間の更新を受けることができません。 1 役員のうち、次のいずれかに該当する者がある場合 イ 認定特定非営利活動法人が認定を取り消された場合又は仮認定特定非営利活動法人が仮認定を取り消された場合において、その取消しの原因となった事実があった日以前1年以内に当該認定特定非営利活動法人又は当該仮認定特定非営利活動法人のその業務を行う理事であった者でその取消しの日から5年を経過しないもの ロ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者 ハ 特定非営利活動促進法若しくは暴力団員不当行為防止法に違反したことにより、若しくは刑法 204 条等 ^(注1) 若しくは暴力行為等処罰法の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律に違反したことにより、罰金刑に処せられ、その執行が終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者 二 暴力団の構成員等 ^(注2) 2 認定又は仮認定を取り消されその取消しの日から5年を経過しない法人 3 定款又は事業計画書の内容が法令等に違反している法人 4 国税又は地方税の滞納処分の執行がされているもの又は当該滞納処分の終了の日から3年を経過しない法人（認定、仮認定及び認定の有効期間の更新の申請時には、所轄税務署長等から交付を受けた納税証明書「その4」並びに関係都道府県知事及び市区町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書の添付が必要となります ^(注3) ）。 5 国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から3年を経過しない法人 6 次のいずれかに該当する法人 イ 暴力団 ロ 暴力団又は暴力団の構成員等の統制下にある法人		○

1	役員のうち、次のいずれかに該当する者の有無	
イ	認定特定非営利活動法人が認定を取り消された場合又は仮認定特定非営利活動法人が仮認定を取り消された場合において、その取消しの原因となった事実があった日以前1年以内に当該認定特定非営利活動法人又は当該仮認定特定非営利活動法人のその業務を行う理事であった者でその取消しの日から5年を経過しない者の有無	有・ <input type="radio"/> 無
ロ	禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者の有無	有・ <input type="radio"/> 無
ハ	特定非営利活動促進法若しくは暴力団員による不当行為防止法に違反したことにより、若しくは刑法 204 条等若しくは暴力行為等処罰法の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律に違反したことにより、罰金刑に処せられ、その執行が終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者の有無	有・ <input type="radio"/> 無
二	暴力団の構成員等の有無	有・ <input type="radio"/> 無

2	認定又は仮認定を取り消されその取消しの日から5年を経過しない法人	はい・ <input type="checkbox"/> いいえ
---	----------------------------------	----------------------------------

3	定款又は事業計画書の内容が法令等に違反している法人	はい・ <input type="checkbox"/> いいえ
---	---------------------------	----------------------------------

4	国税又は地方税の滞納処分の執行がされているもの又は当該滞納処分の終了の日から3年を経過しない法人	はい・ <input type="checkbox"/> いいえ
---	--	----------------------------------

添付書類	認定、仮認定又は認定の有効期間の更新の申請時に、上記4に係る所轄税務署長等から交付を受けた納税証明書「その4」並びに関係都道府県知事及び市区町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書を添付すること（役員報酬規程等提出書には添付不要）	はい・ <input type="checkbox"/> いいえ
------	--	----------------------------------

5	国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から3年を経過しない法人	はい・ <input type="checkbox"/> いいえ
---	---	----------------------------------

6	次のいずれかに該当する法人	
イ	暴力団	はい・ <input type="checkbox"/> いいえ
ロ	暴力団又は暴力団の構成員等の統制下にある法人	はい・ <input type="checkbox"/> いいえ